

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長岡市長 磯田 達伸

市町村名 (市町村コード)	長岡市 (152021)
地域名 (地域内農業集落名)	野積 (茅ヶ原 金沢 荒谷 高屋 市坂 大野積 池ノ尻 中浜 内川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

信濃川で隔てて市内他の地域と隣接していない特殊な地理条件であり、海と山に挟まれた地域である。認定農業者は1名のみ、野積機械利用組合は、4名の構成員で70代以上がほとんどである。耕作面積の約7割を70代以上の耕作者が占めており、現在耕作者は十数名に減少している。主に水稲・自家消費が中心。後継者不足や、猪被害が懸念事項である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当面は、現在の耕作者で地域を維持するが、圃場整備事業を契機に今後の展開を整理できるよう、継続的に話し合いを実施していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	83.06 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	83.06 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当面の地域の農地利用は、現在の耕作者が担っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
リタイヤする農家等からの農地の引き受けにあたっては、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
大河津分水路の掘削土を使った圃場整備事業について、事業実施を予定している。(実施時期は未定)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落をまたぐ話し合いの場を整備し、継続的に検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--